

四—一二世紀インドにおける村落享有の確認とその消滅

山崎 利 男

一 はじめに

前稿「インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて」(東洋文化研究所紀要、第七三冊、一九七七年)において、四世紀以後にインドで作成された銅板文書(tamrapatta)の形式と内容について述べた。銅板文書は、原則として、バラモンや寺院に対して村落や土地を施与したとき、施与者たる王によって作成されるものであって、銅板文書から知りうることは施与当時の事情である。それでは、施与された村落や土地の享有はその後どうなったであろうか。銅板文書の記載を検討することによって、この問題についてある程度推測することができる。このほかに、銅板文書のなかには、非常に少数ではあるが、後世の王が、それ以前に施与された村落や土地の享有を確認し、その旨を記した銅板文書を作成した例や、村落の享有が消滅したあと、被与者の子孫に対してその村落を再び施与して、銅板文書

を作成した例が見られる。また、村落の享有が消滅して、前のバラモンの享有者とは全く親族関係のない他のバラモンに対して、その村落が施与された例も見出される。これらの例は、これまで碑文学者や歴史学者によって十分な注意が払われなかったが、村落施与の実態を知るにうえにおいて重要な問題を含んでいるように思われる。本稿では、それらの例を集めて紹介し、施与の村落や土地の享有についての後世の王による確認とかかる享有の消滅との問題を考察してみたい。

本稿で考察するのは、四世紀から一二世紀までの北インドとデカンの諸王朝の銅板文書である。カルナータカ南部、タミルナードと、ケララについては考察の範囲から除いた。資料として使用した銅板文書は、“*Epigraphia Indica*”をはじめとする学術誌に発表され、また諸種の碑文集に掲載されたものである。⁽¹⁾多数の銅板文書を王朝ごとに整理しながら網羅的に調べることは、決して容易なことではない。本稿には遺漏な点が少くないことを怖れるが、それらは後日補うことにしたい。

1 本稿で用いた碑文集と学術誌の略称はつぎのとおりである。

CII Corpus Inscriptionum Indicarum

EI Epigraphia Indica

IA Indian Antiquary

JASB Journal of the Asiatic Society of Bengal

JBBRAS Journal of the Bombay Branch of the Royal Asiatic Society

二 ポージャー一世の二つの銅板文書

村落享有の確認とその消滅とについて注目すべき資料は、プラティーハラー朝ポージャー一世 (Bhoja) (八三六—八五五在位) の二つの銅板文書である。プラティーハラー朝は、八世紀中頃、ラージャスターンから興って、ガンジス中流域を征服して、カナウジ (Kanauj) を都として、北インドの西半を支配した王朝である⁽¹⁾。この王朝の興起とほぼ同じ頃、ベンガルにはパラー朝 (Pala) 朝、デカンにはラーシュトラクータ朝 (Rastrakuta) 朝が現われて、これらの強大な三王朝の間で覇権が争われ、インド史の新しい時期を劃した⁽²⁾。プラティーハラー朝では、ポージャー一世とその子マヘンドラパラー (Mahendrapala) (八八五—九一〇年ごろ在位) のときに最盛期を迎え、その支配はグジャラートからビハールに至る広大な地域に及んだ。

ポージャー一世の二つの銅板文書は、八三九年と八四三年とに発布され、王の治世の初期のものである。はじめにその関係箇所を訳出して、本稿で考察する問題点を示すことにしよう。

(A) ポージャー一世の八三九年 (ヴィクラマ紀元八九六年) のガンジス・ジャムナー両河流域地帯の Barak (Kampur District) の銅板文書⁽³⁾。

「余は、最高のシヴァ信者、シャルマヴァルマデーヴァ (Sarnavarmadeva) [マウカリ朝の王] の文書 (śāsana) と、マハーラージャ (大王)、ナーガバタデーヴァ [二世] (Nāgabhatadeva II) [ポージャー一世の祖父] の承認 (anumati) とを確め、そして、マハーラージャ、ラーマバトラ (Rāmahatira) [ポージャー一世の父] の治世のときに

官吏 (Vyavaharin) の過失 (vaigunya) からいつの間にか「この享有が」破れたのを知って、前記のアグラハラ⁽⁴⁾に「この Valak-agrahara」を、父母の功德の増大のために、以前に施与したデーヴァデーヤ (devadeya) 「寺院に施与した土地」とブラフマデーヤ (brahmadeya) 「バラモンに施与した土地」とを除いて、日月の存するかぎり、すべての租税 (aya) とともに、Bhadradvaja クートラに属し、黒ヤジュル・ヴェータの Vajasaneya 学派⁽⁶⁾の Kacāsvamin 「この村落の施与を受けた者」の子孫のバラモンたちに対して、途中で絶えたのを認めて、以前の享有に従って与える。」

(B) 同王の八四三年 (ウィクラマ紀元九〇〇年) のラージヤスターンの Daulpura (Jodhpur D.) 銅板文書⁽⁷⁾。「Bhatta Harsaka 「とらう者」がしぎのように出した。

『前記のアグラハラ⁽⁴⁾に「つまり Siv-agrahara-grāma」は、日月の存するかぎり、以前に施与したデーヴァデーヤとブラフマデーヤとを除いて、すべての租税とともに、最高神の足に「思惟する」⁽⁸⁾「陛下の」會祖父、マハーラージャ、ヴァッサラージヤデーヴァ (Varsarajadeva) によって、わたしの祖父 Bhatta Vasudeva に文書をもらって与えられ、「かれは」これを享有しました。そして、かれはその「村落の」六分の一を Bhatta Visnu に対して贈与文書 (parigraha-patra) を作って与え、「陛下の」祖父のマハーラージャ、ナーガバタデーヴァ 「二世」によって確認が与えられました。しかし、陛下の御世にこの文書も確認も停ってしまいました。』

このように申し出たので、余は、文書、確認、贈与文書と享有とについて調べ、父母の功德の増大のために、Kāśyapa クートラに属し、リグ・ヴェータの Bahvicha の Āśvalāyana 学派の Bhatta Vasudeva の子孫と、Kātyāyana クートラに属し、Bahvicha の Āśvalāyana 学派の Bhatta Visnu の子孫のバラモンとを対して、以

前の享有に従って、その分のとおりに認可する。」

この二資料から知られることは、(1)バラモンの村落享有が役人の過失といったような理由によって消滅したこと、(2)村落享有について後世の王の確認を受けたこと、(3)被与者のバラモンが村落の享有分の一部を他のバラモンに移譲することができたが、そのときには王の認可を受けたこと、(4)村落享有が消滅した場合、被与者あるいは被与者の子孫が王に銅板文書を提示して、村落享有の回復を懇請できたこと、(5)銅板文書が村落享有の証拠として用いられたことである。

これらの点について順次検討して行く。

1 cf. R. C. Majumdar (ed.), *The History and Culture of the Indian People*, Vol. 4, *The Age of Imperial Kanauj*, Bombay, 1955, pp. 19-43, R. C. Majumdar, *Readings in Political History of India*, Delhi, 1976, pp. 158-214, B. N. Puri, *The History of the Gujara Pratihāras*, Bombay, 1957, V. B. Misra, *The Gujara-Pratihāras and their Times*, Delhi, 1966.

2 拙稿「インド中世世界の成立」、『中世史講座』第一巻、学生社、一九八二年（近刊）を参照。

3 *Et. xix*, pp. 17ff. at ll. 7-14.

4 アグラハーラはバラモン、ヒンドゥー寺院、ジャイナ教寺院、仏教サンガに施与された村落および土地をさす。

5 村落施与では、村落内にバラモンや寺院に対してすでに施与された土地が存在する場合、その土地が租税免除の特権をもち、そこから租税を徴収できないため、その土地を除外したのである。土地施与の場合にはこの記載は実質的には無意味であるが、銅板文書の記載の形式主義のため、それらにもこの記載がみられる。

6 ヴェーダ学派とゴートラとはバラモンにとって非常に重要なものである。これについては、次稿「四一二世紀インドにおけるバラモンへの村落施与」において考察する。

7. *Et. v. pp. 211f. at N. 8-14.*

8. *pad-anudiyata* という語句は最高の敬意を払い、そのうえ従順であることを示すものである。これは子が父に対する関係、またサーマンタ（王朝に従属した地方支配者）の王に対する関係を表現するのに用いられている。

三 後世の王による村落享有の確認

諸王朝の銅板文書では、村落や土地の施与にあたって、日月の存するかぎり、子々孫々に至るまで、それが享有されることを記し、後世の支配者に対してその享有を保護すべきことを要請している。被与者は施与の村落や土地を永久に享有する権利を与えられたのである。それでは、どのようなときに、なぜこの享有に対して後世の王は確認を与えたのであろうか。おそらく、諸王朝は領土内の施与の村落や土地に関する記録をもち、行政上・財政上の必要からそれらを点検することがあったのであろう。銅板文書に記されている確認は、このような点検ではなく、その享有を証するものであり、(B)文書から知られるように、ナーガバタ二世の確認はその旨の銅板文書を作成して交付したところの確認である。このような確認の銅板文書が発見されているので、それらの事例を検討して、確認がおこなわれた事情を探ってみよう。

前述の(A)文書についていえば、マウカリ(Maukhar)朝は、六世紀にグプタ朝が衰退すると、今日のウツタル・プラデーシからビハールにかけて勢力を拡大した王朝であって、村落を施与したシャルマヴァルマンは五六五―八五五⁽¹⁾年ごろに在位した王である。村落が存在したガンジス・ジャムナー両河流域地方は、七世紀はじめ、カナウジを都とし

たハルシャの支配するところとなったが、王の死後のことはよくわからない。そのあと、この地方はブラーティーハラ朝の領土となった。それはヴァッサラージャ（七八三—九五五ごろ在位）のときであろう。この王のとき、パーラ朝やラーシュートラクタータ朝との間に覇権争いがはじまり、両王朝の軍隊が侵入してきたことよって、この地方は混乱した。その子ナーガバタ二世（七九五—八三三年ごろ在位）は混乱を平定して、王朝の威勢を保った。王が村落享有の確認を与えたのは、おそらく平定直後のことであろう。

(B) 文書については、ヴァッサラージャが施与した村落はジョードブル地方にあり、グルジャラ族が勢力をもっていたところである。ここにはラーシュートラクタータ朝の侵略が記録されていないので、ナーガバタ二世が享有の確認を与えたのは、被与者のバラモンが村落の一部の享有権を他のバラモンに譲渡したためであろう。

(B) 文書では、そのあと、ナーガバタ二世の子ラーマバドラの治世に村落享有が消滅したという。この王の治世は三年以内の短期間にすぎず、この間に王朝の勢力が衰微して地方統治が十分におこなわれていなかったと思われる。この事態はボージャ一世の治世のはじめまで続いたのであろう。このときに、(A) 文書に記されたところの役人の過失による村落享有の消滅がおこった。ボージャ一世は領土の秩序を回復すると、以前の享有者の懇請にに応じて、(A) と (B) の文書を作成して、かれらに改めて村落を施与したのであろう。

(C) ビハール南西部の Deo-Baramark (Shahabad D.) 石碑は、ボージャ一世の文書について、村落享有の確認の事情を知るうえで、恰好の資料である。残念ながら、この碑文はいちじるしく破損しており、とくに後半の部分の文字は全く読めないが、記載形式は銅板文書のそれと同じであって、それは八世紀前半、後期グプタ朝 (Later Gupta) のジーヴィタグプタ二世 (Vitagupta II) が発布した銅板文書のコピーであり、文書の全文を石柱に刻したものと

考えられる。その内容は、石碑の発見地にあたる Varunika 村にあったところの、村神と思われる Varunavasin という神〔を祀った寺院〕に対して、王が村落享有の確認を与えたものである。

この寺院に村落を施与したのは、六世紀はじめのグプタ朝ナラシンハグプタ (Narasimhasupta) であり、バーラーディティヤデーヴァ (Bāḍītyadeva) という別称 (viruda) をもって記されている。この王はグプタ帝国衰退期に西北方から侵入したエフタル民族の王ミヒラクラ (Mihirakuta) を破り、また有名なナーランダー僧院の建立に尽力したことで知られている。⁽³⁾ グプタ朝が滅亡すると、ビハール西部はマウカリ朝の領土となった。同王朝のシャルマヴァルマン (五六五―八五五在位)、およびその子アヴァンティヴァルマン (Avantivarman) (五八五―六〇〇年ごろ在位) は、「以前の施与に従って」、この寺院の村落享有を認めた。どのような事情で父子の両王があいついで確認を与えたのか明らかではない。

ついで七世紀になると、ベンガルの王シャーシャンカ (Sāsanka) の占領のあと、この地方はハルシャが支配するところとなった。王の死後には、後期グプタ朝がこれを支配した。ここではアーディティヤセーナ (Adityasena) をはじめとする四代の王が知られており、ジーヴィータグプタ二世はその最後の王である。⁽⁴⁾

このように、ヒンドゥー寺院は六世紀はじめに村落の施与を受け、この地方を支配した王朝のあいづく交替にもかかわらず、約二世紀にわたって村落を享有し、その間に三度にわたって王の確認を受けた。そして、この石碑には、施与と確認のそれぞれのときの各一人の寺院の Dhojaka の名が記されているのは興味深い。⁽⁵⁾ この場合、Dhojaka は寺院に寄進された財産を管理し、寺院の祭祀をつかさどる者である。⁽⁶⁾ 四人の Dhojaka の相互関係は明記されていないが、四人とも名前に Ditta という語がついているので、かれらは直系親族の關係にあった可能性が大きいであろう。

以上の三つの文書の例から推測すると、施与の村落の享有は、その地域を支配する王朝が変ったとき、新しい王朝によって確認が与えられ、同じ王朝であっても、その地域が混乱して王朝の統治が及ばなかったとき、秩序を回復した王によって確認が与えられたようである。また、王が即位したあと、王が従来の施与の村落を調べて、享有の確認を与えることもあったであろう。

これらのほかにも、確認の銅板文書がいくつか発見されている。それらを列挙すれば、つぎのとおりである。

(D) 四世紀はじめ、南インドのパッラヴァ (Pallava) 朝シヴァスカンダヴァルマン (Sivaskandavarman) の治世八年の Hihadagalli (Bellary D.) 銅板文書⁽⁷⁾。二人のバラモンに施与された一村の享有を確認し、さらに宅地などを施与した。村落を施与した者は Bappa と記され、それは父を意味するのだから、かれは Manchikallu (Guntur D.) から発見された石碑⁽⁸⁾にみえるシンハヴァルマン (Sinhavarman) であろう。

(E) 五世紀前半、カリంగా地方のマータラ (Mathara) 朝アナンタハシヤクティヴァルマン (Ananta-Saktivarman) の治世一四年の銅板文書⁽⁹⁾。王の祖父のアーリヤカハシヤクティヴァルマン (Aryyaka Saktivarman) がちかちかなオートラとヴェーダ学派に属すバラモンたちに一村を施与したのに対して、この王がその享有に確認を与えた。

(F) 東チャールキヤ (Eastern Chalukya) 朝ヴィシヌヴァルダナ三世 (Vishnuvardhana III) の銅板文書⁽¹⁰⁾。クリシユナー川の南の Bijavāda (今日の Vijayawada) の Nadumbi Vasati とらうシヤイナ教寺院は、同王朝第一代ヴィシヌヴァルダナ一世 (六二四—四一四年在位) の后 Ayyana Mahadevi から一村の施与を受け、村落の管理は Kalibhadra とらうアーチャールキヤにまかされた。この寺院は后自身が建立したと考えられており、アーンドラ地方で最初に知られるシヤイナ教寺院の例である。このときから約一世紀たって、第八代ヴィシヌヴァルダナ三世 (七一八

一五二年在位) がその享有の確認を与えた。

(G) 七・八世紀ごろ、ラージャスターンのウダイプル地方のボーティ (Bhoiti) という王の銅板文書⁽¹¹⁾。マハーラージャ、パッパダッティ (Bappadatti) の功徳の成就のため、王は Uhanaka 村というアグラハラーの享有の確認をバラモンに与えた。村落はこのマハーラージャによって施与されてアグラハラーとなったのであろう。解読者はマハーラージャを王の父であらうと推定しており、この推定を支持したい。

(H) 中央インドのチャンデーラ (Chandella) 朝バラマルディン (Paramardin) の一六七年 (ヴィクラマ紀元一二三三年) の Semra (Chhatarpur D.) 銅板文書⁽¹²⁾。祖父のマダナヴァルマン (Madanavarman) がわずか四年前の一六二年 (ヴィクラマ紀元一二一九年) に施与した一一村の享有に対して、王は確認を与えた。⁽¹³⁾ そこには、三〇九人のぼるバラモンの各人の享有分が記されている。

(I) ラーシネトラクータ (Rastakuta) 朝ゴヴィンダ三世 (Govinda III) の八〇四年 (シヤカ紀元七二〇年) の銅板文書⁽¹⁴⁾。全文がカンナダ語で書かれてもので、銅板文書としては異例なものである。解読者に従えば、王はバツラヴァ朝との戦争のため行軍の途次、トゥンガバドラー川畔で、チャールキヤ朝キールティヴァルマン二世 (Kirtivarman II) (七四四―五七七年ごろ在位) が施与し、govara (祭司) の Sivadhari が享有していた村落を確認した。それは施与から半世紀ほど後のことであった。

(D)―(I) の六例について、村落の確認者と村落の施与者との関係を見ると、王朝がちがっているのは (I) だけであって、その他はいずれも同じ王朝であり、(E) と (H) は祖父・孫、(D) と (G) は父子の関係にある。村落施与後数年のうちに確認を受けた例もみられるが、確認の事情については明らかでない。

これらのほか、村落施与の直後、被与者のバラモン（あるいは宗教者）が村落の一部の享有分を他のバラモン（あるいは宗教者）に移譲して、王はその移譲を承認すると、その旨を村落施与と一緒に一つの銅板文書に記した例が見出される。その若干の例をここに簡単に述べておこう。

(J) チャールキヤ朝ヴィクラマデーティヤ一世 (Vikramāditya I) の Amudalapadu (Mahbunagar D.) 銅板文書⁽¹⁵⁾。六六〇年、王は gurū-dakṣiṇa (教匠への謝礼) として Sudarsana というアーチャーラヤに一村を施与し、かれは村落の享有分を二七人のバラモンに分った。これは王の śivamaṇḍala-dikṣā (シヴァ信仰への入信儀式) を施行した謝礼として与えられたものであって、二七人のバラモンはこの儀式施行にアーチャーラヤを補助した人々であろう⁽¹⁶⁾。

(K) 東チャールキヤ朝ヴィシュヌヴァルダナ二世の Koneki (Guntur D.) 銅板文書⁽¹⁷⁾。治世五年（六六九年）、王は一村をバラモンに施与し、かれは村落の享有分を二二〇に分けて、一五人のバラモンとヒンドゥー寺院とに与えた。

(L) 同王朝インドラ (Indra) の Konadaguru (Vizagapatnam D.) 銅板文書⁽¹⁸⁾。六七三年、王は一村をバラモン Chendī-sarman に施与し、かれは村落を六四の享有分に分けてバラモンたち（人数不明）に与えた。

(M) ラーシシュトラークータ朝ローヴィンダ三世の Radhampur (Banaskantha D.) 銅板文書⁽¹⁹⁾。八〇八年（シヤカ紀元七三〇年）、バラモン Paramesvara は王から一村の施与を受け、それを三四人のバラモンのマハージャナ (mahājāna)⁽²⁰⁾ に与えた。

(N) 同王の Sirso (Akola D.) 銅板文書⁽²¹⁾。八二二年（シヤカ紀元七三四年）、バラモン Rājyapa は王から一村の施与を受け、その村のなから 400 nīvartana の面積の土地をかれ自身のもので除去し、そのほかを二二〇の享有分に分けてマハージャナに与えた。

(O) オリッサのガンガ (Ganga) 朝デーヴェンドラヴァルマン一世 (Devendrarvarman I) の Sudeva (Ganjam D.) 銅板文書⁽²²⁾。六八一年ごろ、Patanga Sivaçarya というシヴァ派のアーチャールヤは王から一村の施与を受け、村落の半分を Yogeçvara 神に寄進し、残りの半分をかれの弟子や孫弟子が代々継承するようにした。

(P) 同王朝デーヴェンドラヴァルマン三世の Musunika (Srikakulam D.) 銅板文書⁽²⁴⁾。七〇五年ごろ、王はバラモンに一村を施与し、かれはその三分の一をかれの一人の兄弟に移譲した。

以上のように、施与の直後に被与者が村落の一部の享有分を移譲したとき、それを受けたのは被与者と同じバラモンであり、しかも兄弟などの親族、祭式と一緒に施行した者、あるいは同じマハージャナ (集団) に属する者であった。この移譲は無償贈与であったと思われるが、王からその承認を受けねばならなかった。施与の銅板文書の作成後であれば、(B) 文書のみられるように、贈与文書を作成し、王から承認を受けたのであろう。

銅板文書は施与の直後に作成されるのが原則であったが、必ずしも施与の日に作成されたわけではなく、後日に作成されたことも多かったようである。現存の銅板文書のなかには、施与の半年以上の後、はなはだしい場合、二年以上も後に作成された例が知られている⁽²⁶⁾。この作成の前に施与の村落の享有分の移譲が承認された場合、王は施与の記載につづけて移譲の記載を一つの銅板文書に刻したのであり、前述の例はこうした例である。

つぎの三つの銅板文書は、施与後に被与者が変更された例である⁽²⁷⁾。

(Q) グジャラートのグルジャラ (Gujjara) 朝ダッタ三世 (Dadda III) は、六二九年 (カラチュリ紀元三八〇年)、四〇人のバラモンに一村を施与したが、それから五年後、王は四〇人から三二人に変えて改めて同村を施与した⁽²⁸⁾。この変更の理由は記されていない。前の施与では、リグ・サーマ・ヤジュルの三ヴェーダ学派の三五人のバラモンと、

アタルヴァ・ヴェーダ学派の五人のバラモンとであるが、新しい施与では後者の五人は除かれている。アタルヴァ・ヴェーダ学派のバラモンは他のヴェーダ学派のバラモンよりも低く見られていたようであって、かれらに対する村落や土地の施与の例は少ない。そのうえ、五人は施与村の南約一〇〇キロにある Bharukaccha (今日の Broach) から移住して、施与村の近くの Bherajika 村に居住していたのに対して、他の三五人はすでに施与村に住んでいた。五人は施与村に移住して三五人の前住者の集団に新しく加わったか、あるいは前の村落に引続き居住していたかはわからないが、ヴェーダ学派と居住地がちがう二つの集団の間で不和が生まれたのであろう。それが五人を除いた理由であらう。他の三五人のうちから三人が除かれているのは、おそらくかれらが移住や死亡によって施与村からいなくなったためであらう。このように考えると、この被与者の変更は王の側からではなく、被与者の側の事情から生まれたもので、王はそれを認めたのであろう。

(R)七世紀、オリッサを支配したソーマダッタ (Somadatta) という王は、治世一五年、黒ヤシユル・ヴェーダの Vāiasaneyā 学派に属し、Vatsya キートラの二人のバラモン、Dhruvamitrasvāmin と Āruṅgasvāmin とに對して Vairivātaka という名の村落を施与した。⁽³⁰⁾しかし、王の後継者と思われるバーヌダッタ (Bhānudatta) は、前記の二人に新たに二人を加えて、四人に同じ村落を施与した。⁽³¹⁾新しい二人は Priyamitrasvāmin と Vātmitrasvāmin という名であって、同じヴェーダ学派に属し同じキートラをもち、mitra-svāmin という名前をつけているので、前の二人と近い親族関係にあるバラモンであらう。

(S)東チャールキヤ朝ジャヤシンハ一世 (Jayasinha I) が二人の兄弟のバラモンに同一の村落を施与したことを記したところの、⁽³²⁾二つの銅板文書が Gudarada (Visakhapatnam D.) から発見された。二文書とも破損の部分があり、

施与の年月日は明らかではない。この二文書のうち一文書がききに作成され、あとで他の文書を作成して前の文書の施与を変更したと思われるが、どちらがあとで作成されたのであろうか。一つの文書では兄弟に Kudiyada 村を施与したと記されているが、他の文書ではそれに加えて兄弟が義弟に村落の享有分の一部を移譲したと記されているので、それは王が義弟への移譲を認めたと後に作成されたものであろう。そして、前者では村落と一緒に施与した土地をこの村の *simā* (境界と接する地区) にあるとあり、後者ではこの土地について明瞭に 32 *nivartana* という面積と記している。

- 1 cf. D. Devahuti, *Harsha, A Political Study*, Oxford, 1970, pp. 27-30, B. P. Sinha, *Dynastic History of Magadha, Cir. 450-1200*, New Delhi, 1977, pp. 115-20.
- 2 *CII*, iii, pp. 215ff.
- 3 『大唐西域記』卷一・四、『大唐西域求法高僧伝』卷上。ニーラーティヤについてナリンダマに比定するのが通説である。cf. B. P. Sinha, *op. cit.*, pp. 50ff., R. C. Majumdar (ed.), *The History and People of the Indian People*, Vol. 3, p. 43.
- 4 B. P. Sinha 氏は王の在位年代を七二五—三二一年と定めている。B. P. Sinha, *op. cit.*, p. 167.
- 5 寺院とそのシマキンの祭祀者・管理者との関係については別稿で考察したかと思ふ。なお、この碑文のほうにヒンドゥーの神に財物が寄進されたと記されるが、神が法的人格をもち、財産の所有者となることなどできるかどうかという問題については、現代の判例から古い碑文までなかのほつて考察した論文として、G. D. Sonthmeier, *Religious endowments in India, the juristic personality of Hindu deities, Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft*, Bd. 67, 1965, pp. 45-100 がある。
- 6 *bhogika* の他の意味として、D. C. Sircar, *Indian Epigraphical Glossary*, Delhi, 1966, p. 41.
- 7 *El. i*, pp. 5ff., D. C. Sircar, *Select Inscriptions bearing on Indian History and Culture*, Vol. 1, Calcutta, 1965, pp. 461ff. *śāradā* 事業は王の権限である *śāradā* *śāradadatto* (Śkt. *śāradadatta*) (与えた) と記されている。また、享座の

確認を受けたのは村内の *vāṭaka* であり、それは聚落を意味する。確認のときに、王は四人の *raṭhika* (收穫した作物の半分を提供する小作人) と二人の *Kaulika* を与えており、それは半自由民の施与の最初の例として知られている。

8 *EI.* xxxii. pp. 89 f., D. C. Sircar, *op. cit.*, p. 457.

6 *EI.* xxvii. pp. 178 f. の *村落*は *Andoreppa* とされ、解読者が指摘したように、銅板文書の発見地 *Andhavaraman* (*Srikakulam D.*) の *ガंगा* (*Ganga*) 朝のインドラヴァルマン一世 (*Indravarman I.*) のガंगा紀元一三三年の銅板文書にみえる *インラキンの居住地 Andorakka* と *ラマングラハノラ* (施与村) と同じである (*EI.* xxx. p. 41)。この二つの銅板文書は同じ壺に入れて土中に埋められていたものである。ガंगा朝はカルナータカのガंगा朝と区別されて東ガंगा朝とよばれており、この王朝では独自の紀年法が使われた。ガंगा紀元元年については、学者の間で論争がおこなわれた問題であって、確実なことはいえないが、四九六—一八年説が有力である (D. C. Sircar, *Indian Epigraphy*, Delhi, 1965, pp. 289-91)。この説に従えば、ガंगा紀元一三三年は六二九—三二年ごろである。

10 *Annual Report on South Indian Epigraphy*, 1916-17, p. 116. (未見) P. B. Desai, *Jainism in South India and Some Jaina Epigraphs*, Sholapur, 1957, p. 19.

11 *EI.* xxx. p. 4.

12 *EI.* iv. pp. 157 ff.

13 マタナヴァルマンの子、バラマルディンの父はマシヨールヴァルマン (*Yasovarman*) であるが、かれが王位に即いたか、あるいはかれが夭折し、バラマルディンが祖父のあとを幼くして継承したかについては意見が分れており、後者が有力である。

cf. S. K. Mitra, *The Early Rulers of Kāñjirāho*, 2nd ed., Calcutta, 1977, pp. 118 f., R. K. Dikshit, *The Candellas of Jejābhukti*, New Delhi, 1977, pp. 139 ff.

14 *EI.* xxxiii. pp. 331 ff. 大英博物館所蔵。発見地不明。

15 *EI.* xxxii. pp. 182 ff.

16 そのうち一人には二つの享有分 (*Dhaga*) が与えられたと記されているので、その他のバラモンの享有分はそれぞれ一つの

分であったと思われる。解説者サルカール氏は、アーチャイルヤの妻にも享有分が与えられたと解釈している。

- 17 *El. xxxi. pp. 77 ff.*
- 18 *El. xviii. pp. 2 ff.*
- 19 *El. vi. pp. 242 ff.*
- 20 ヲンシヤナは二つの都市または村落に居住するバラモン集団をさす。cf. G. S. Dikshit, *Local Government in Medieval Karnataka*, Dhawar, 1964, pp. 97-119. のようにこのことばは商人の集団をも意味するようになった。
- 21 *El. xxiii. pp. 218 ff.*
- 22 *El. xxvi. pp. 64 f.*
- 23 ガンガ紀元一八四年。
- 24 *El. xxx. pp. 26 ff.*
- 25 ガンガ紀元三〇六年。
- 26 拙稿「インダの銅板文書の形式とそのはじまりについて」一九四頁。
- 27 なお、六世紀前半、ヴァーカータカ (Vakataka) 朝、プラヴァラセーナ二世 (Pravarasena II) の二組の銅板文書が Belore (Wardha D.) から発見された。両者とも不完全であるが、A 文書には一村の施与、B 文書には他の一村が加えられて、二村の施与が記され、被与者は同じバラモンである。解説者がいうように、A 文書のと、他の一村も施与されたので、被与者は王に懇請して、二村の施与を記した B 文書を発布してもらったのであろう。CII. v. pp. 18 ff.
- 28 *CII. iv. pp. 59 ff., at II. 35-40.*
- 29 *CII. iv. pp. 68 ff., at II. 35-40.*
- 30 *El. xxiii. pp. 202 f.* Vahir-vataka は村落のはじめにあった聚落で、本村から分れて作られて村落となったのであろう。
- 31 *El. xxiii. pp. 203 f.*
- 32 *El. xxxi. pp. 134 ff.*

四 村落享有の消滅

前述の(A)・(B)のボージャー一世の文書は、施与の村落の享有が消滅した例でもある。村落施与は村落から徴収される租税をはじめとする諸特権を移譲したものであるが、このアグラハラーの特権が失われること、とりわけ租税分の享有がなくなることは、施与の村落が消滅したことに他ならない。(A)・(B)の両文書では、施与を受けたバラモンの子孫が王に対してその消滅を訴えて、再び村落を施与されている。このように村落享有の消滅後に村落が再び施与された例として、つぎのものをあげるることができる。

(7)七世紀前半、アッサムの王バスカラヴァルマン(Bhaskaravarman)のNidhampur (Syhet D.)銅板文書⁽¹⁾。そこにはつぎのように記されている。

『この郡(visaya)に属するMayurasalmalaとアグラハラハラの土地(agrahara-ksetra)は、王の曾々祖父ブーティヴァルマン(Bhūtivarman)によって与えられた。[だが、]銅板[文書]がなくなって、租税を納めていない』と。

このようにマハーラージャ、jyeshhabhadraが懇請したので、再び文書を与えて、日・月・星の存するかぎり、ならら[租税を]徴収することなく、bhūmi-cchidra-nyāya「未墾地の法」という意味の慣用句]によって、以前の享有者のバラモンたちに与える」

ここに「アグラハラーの土地」というのは、地名がつけられているので、村落内の一部分の土地ではなく、村落全

体であるにちがいない。「以前の享有者」といわれたのは一〇九人のバラモンであり、各人についてはヴェーダ学派、ゴートラ、享有分が詳しく記されている。⁽²⁾

この文書によれば、銅板文書の紛失によって、この施与村はアグラハラーの特権が失われて、租税を納めるところとなっていたが、Jyeshthadhara というマハーラージャの懇請を受けて、王は改めてバラモンたちにこの村落を施与したという。王に懇請した者は、マハーラージャの称号をもつことからみれば、王に従属した地方支配者あるいは高位の官僚貴族であろう。この村落をまえに施与したプーティヴァルマンは王の曾々祖父であって、グプタ帝国滅亡のときにアッサム地方で勢力を樹立した者と思われる。⁽³⁾ 正確な年数はわからないが、この施与は再施与より数十年前のことであろう。このときの被与者がだれであるか、またアグラハラーの特権がいつ消滅したかについては記されていない。

バスカラヴァルマンの兄が王位にあったとき、ベンガルの軍隊に破れて、兄弟は捕虜となり、領土はベンガル王の領有するところとなった。このベンガル王はシャーシヤンカであろう。兄はベンガル王に許されて王位に復したが、まもなく死亡し、バスカラヴァルマンが継承した。そして、王はハルシヤと同盟してシャーシヤンカを破ってアッサム地方の領土を回復した。⁽⁴⁾ この銅板文書は Kartasvayana から発布されており、それはベンガルの都市で、シャーシヤンカの都であったところである。⁽⁵⁾

以上が村落再施与の歴史的背景として知られることである。これから考えると、村落のアグラハラーの特権が消滅し銅板文書が失われたのは、ベンガル王に破れてアッサムが混乱したときであった可能性が大きいであろう。その再施与は、バスカラヴァルマンが領土を回復し混乱を平定したあとにおこなわれたもので、それはこの地域の社会秩序

の回復の一環としてなされたものであろう。

(U)近年、バスカラヴァルマンの他の銅板文書が *Dubli* (*Kamrup D.*) から発見された⁽⁶⁾。それによれば、前述の文書と同じくブーティヴァルマンが村落を二人のバラモンに施与したが、その銅板文書が破損したので、王は鑄造しなおし、新しい文書を作成して、村落の享有を確認したという。村落の施与を受けたのは、黒ヤジュール・ヴェーダのヴァーージャサネーヤ学派に属する *Kausika* ゴートラの二人のバラモンであり、ともに名前には *ghosa-svamin* という語をもっていた。しかし、確認のときには、村落の享有分保有者 (*antapatti*) は多数である。そのうちの九人は、前の被与者の二人と同じ学派とゴートラに属し、名前に *ghosa-svamin* の語をもっている。二人の子孫と考えてよいであろう。その他は他のゴートラに属するバラモンであるが、人数は文書の破損のためよくわからない。かれらは確認の前に被与者あるいはその子孫から享有分を与えられたのであろう。しかし、前述したところの王朝の歴史を考えると、前の文書の場合と同じく、この村落のアグラハラーの特権も消滅した可能性が大きい。そうであったとすれば、王が領土の秩序を回復したときに、前の被与者の子孫に他のバラモンを加えてこの村落を再び施与したことも十分に考えられるのである。

(V)五世紀、オリッサのヴァーシシュタ (*Vasistha*) 朝アナンタヴァルマン (*Anantavarman*) の *Sripuram* (*Visakhatnam D.*) 銅板文書⁽⁷⁾。あるアグラハラーの村落は *Kharapuri-madamba* という郡に属して、租税を納めていたが、王は村落のすべての租税を免除して、この郡から離し、また *Patama-ghoga* という県から離して、アグラハラーとし、それをバラモンたちに施与したという。この村落はまえにアグラハラーとよばれて施与村であったが、それが租税を納めるところとなったのは、アグラハラーの特権が失われたことを意味する。したがって、王が改めてその村落

を施与したとき、王は租税免除の特権を与えて、アグラハハラとしたのである。そして、*Kharapuri-nadamba* も *Pattana-bhoga* も、この村落の上級行政区劃である。村落が租税を納めていたときに郡や県に属し、アグラハハラとして改めて施与したことによって、村落を郡や県から離れたというのは、王朝の側においては、その村落の租税を徴収しなくなったため、地方統治のうえで所轄を変更したのであり、一般の村落の管轄からアグラハハラの管轄に移したことを意味する。

施与の村落を上級の行政区劃から離すという記載は、同時期の同じオリッサの銅板文書にみられる、すなわち、ピトゥリバクタ (*Pitibhaktā*) 朝ウマヴァルマン (*Umaparman*) の銅板文書には、王は一村をあるバラモンに施与して、その村落のすべての租税を免除したうえ、それを所属の郡 (*bhoga*) から離して、三六のアグラハハラと一緒にした (*sāmanyain kiva*) と記されている⁽⁸⁾。同王朝のチャンドラヴァルマン (*Candrararman*) の銅板文書でも同様な記載がみられ、施与村を三六のアグラハハラと一緒にしたと記されている⁽⁹⁾。この三六というのは文字通りの数ではなく、アグラハハラの集合をさすこの王朝の慣用的表現であらう。ここでは、村落施与ともなっていて、その村落を一般の村落の管轄からアグラハハラの管轄に移したと明記されているのである。

(ウ) 七世紀前半にアーンドラ地方を支配したヴィシュヌクンディ (*Viṣṇukundi*) 朝マーダヴァヴァルマン四世 (*Mādhavararman IV*) は、ユーダーヴァリー下流域にある一村を一人のバラモンに施与した⁽¹⁰⁾。しかし、この地方はチャールキヤ朝プラケーシニ二世 (*Pulakṣin II*) が征服するところとなり、バラモンは他の地に難をのがれ、村落享有は消滅してしまった。プラケーシニ二世の弟ヴィシュヌヴァルダナ一世 (*Viṣṇuvarḍhana I*) がヴェーリングーを都として東チャールキヤ朝を建ててこの地方を支配したあと、その子ジャヤシンハ一世 (*Jayasinha I*) は、治世五年、

六四五年ごろ、このバラモンが施与村落の享有者であったことを認めて、その息子にこの村落を改めて施与した。⁽¹¹⁾

(X) その南の地域では、五世紀のパッラヴァ朝スカンダヴァルマン (Skandavarman) は、治世三二年、Golasarman というバラモンに Ohgodu 村を施与した。⁽¹²⁾ だが、この村落は、シンハヴァルマン (Sinhavarman) によって、治世四年に Devasrman というバラモンに施与されているので、⁽¹³⁾ 前の享有は消滅していたのである。これらの施与を記した二つの銅板文書は同じところから発見され、二人のバラモンは同じ Kasyapa ゴードラに属していた。この点から、後者は前者の子孫であった可能性が大きい。

パッラヴァ朝の六世紀中頃までの初期に作成されたサンスクリット銅板文書は一七発表されており、王の系譜も知ることができ⁽¹⁴⁾。スカンダヴァルマン〔三世〕はシンハヴァルマンの祖父であり、治世三二年という王の晩年と考えられるので、次の王のときに前の施与が消滅したのであろう。

施与村が消滅後に全く他のバラモンに施与された例は、銅板文書の性格からいって見出しがたいが、次の二例はその注目すべき例である。

(Y) 東チャールキヤ朝ヴィシヌヴァルダナ二世 (六七二—八一年在位) は、治世二年、今日の Nellore-Guntur 地方に比定される Karna-rasira 地方にあった Reyturu 村を一人のバラモンに施与した。⁽¹⁵⁾ この村落は、P || B || デーサイ (P. B. Desai) 氏が指摘したように、パッラヴァ朝ナラシンハヴァルマン二世 (Narasinhavarman II) が、それより約二五年後の治世一二年に、他のバラモンに施与した村落と同じであらう。⁽¹⁶⁾ この地方は、七世紀末に東チャールキヤ朝とパッラヴァ朝との間でその領有をめぐる争われた地方であって、東チャールキヤ朝の領土であったところが、ナラシンハヴァルマン二世によって征服されたのである。このとき、王は以前の施与を破棄して、新たに他

のバラモンに施与したと思われる。

(2) ガーハダヴァーラ (Gāhadavāla) 朝ゴーヴィンダチャンドラ (Govindachandra) の一一二二年 (ヴィクrama紀元一一七七年) の銅板文書によれば、⁽¹⁷⁾カラチュリ (Kalachuri) 朝ヤシヤカラナ (Yashakarana) はガンジス・ジャムナー両河流域の Antarala-patalā (郡) にある一村を rajaguru (王の教匠) の Rudrasiva に施与した。だが、ゴーヴィンダグプタは前述の年にこの村落を Vasīṣṭha に施与した。被与者はタックラ (ṭakkura)⁽¹⁸⁾ という称号をもち、その名前からいってバラモンであろう。

ヤシヤカラナは中央インドのトリプリー (Tripuri) を都としたカラチュリ朝の王で、一〇七三—一一二三年ごろに王位にあった。かれの祖父ガンゲーヤ (Gāṅgeya) と父カルナ (Karna) のとき、この王朝は強大な勢力となり、ガズニー朝マフムードの侵略によってプラティーハーラ朝が衰滅したのに乗じて、ガンジス中流域に進出してこれを領有した。だが、ヤシヤカラナるとき、この地方にガーハダヴァーラ朝が興り、チャンドラデーヴァ (Chandradeva) (一一九〇—一一〇〇年ごろ在位) が勢力を拡大した。施与の村落の地域がいつこの王朝の領有に帰したか、またこの村落享有がいつ消滅したかは明らかではない。

ガーハダヴァーラ朝では、その子マドナチャンドラ (Madanachandra) はガズニー朝マースード三世の軍隊の進攻を受けて捕虜の身となった。そのため、皇太子ゴーヴィンダチャンドラは一一一三年に王位に即き、ガズニー朝の脅威を受けながらも、ガンジス中流域の秩序を回復して、この王朝の最盛期をきざした。この回復のときに、かつてカラチュリ朝によって施与された村落を、自分の家臣のバラモンに与えたのであろう。⁽¹⁹⁾

以上の例とは事情がちがうけれども、つぎの二例も村落享有の消滅の例としてあげることができよう。

(a) 五世紀末、中央インドのブンデルカンド地方を支配したウッチャカルパ (Uchchakalpa) 朝ジャヤナータ (Jayanātha) は、四九六年 (グプタ紀元一七七年)、『Sarvādha』というバラモン、およびその子と孫に、『Dhavasandika』村を施与した⁽²⁰⁾。しかるに、王の子で後継者であるシャルヴァナータ (Sarvanātha) は、この村落の半分を Chhodu-gonika と⁽²¹⁾いうバラモンに施与している。二度の施与とも、それぞれバラモンは村落をヒンドゥー寺院に寄進したが、両者の寺院名はちがっている。したがって、少くとも前に施与された村落の半分の享有分は後の施与のときに消滅していたはずであり、おそらく村落全体の享有も消滅していたのであろう。

シャルヴァナータの施与の年代については記載が欠けている。この王の現存の銅板文書は五一三年から五三四年までに発布され、ジャヤナータの最後に知られる年代は五〇八年である。それから考えると、前の施与はわずかの期間に消滅してしまったのであろう。

(b) 五世紀中頃のヴァーカータカ朝ブラヴァラセーナ二世の Indore 銅板文書⁽²²⁾によれば、施与村は Visakharyya-vāṭaka と⁽²³⁾いう名であって、Visakharyya は被与者のバラモン Gondaryya の父の名である。解読者ミラーシ (V. V. Mirashi) 氏はこの村名を誤記としている。たしかに、この銅板文書には多少の混乱があるが、村名が不注意に書き誤まれたとするのはいかかであろうか。村名が原文のとおりであったとすれば、それは被与者の父の名をとってつけられたにちがいない。おそらく父がこの村落の施与を受けたのであろう。そうすると、息子が新たにこの村落の施与を受けたのであるから、父のアグラハラの特権は消滅していたと考えざるをえない。

さらに、この村落の半分は商人 Chandra がまえに購入したと記されている。村落の半分を購入するというのは、村落から徴収される租税の半分を享有する権利を購入するという意味であって、銅板文書のなかには村落の半分の施

与の例を多く見出すことができる。このような購入は、施与村の場合でなければ、不可能なことであろう。(23) そして、被与者 Gondaryya はこの村落ではなく、その南隣の村落に住んでいたと記されている。おそらく、かれ(またはかれの父)が商人に村落の半分の権利を売り、村落のアグラハラーの特権が消滅したために移住したのではあるまいか。王はこのバラモンに村落全体を施与したが、王が村落の半分を商人から買い上げたかどうか、また他の半分がどうなっていたかという点については記されていない。(24)

- 1 *El.* xii. pp. 74 ff.
- 2 *Ibid.*, pp. 170 ff.
- 3 プーティヴァンマンのときに作られた石碑は Barganga (Nowgong D.) から発見され、D = C = サルカール氏はこの王の在位年代を五一八—四三年と定めている。D. C. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 384 ff.
- 4 cf. *El.* xxx. pp. 290 ff. (D. C. Sircar)
- 5 Karnasvarna 在『大唐西域記』に於ける羯羅摩蘇伐剌那であり、それは Rajpaddanga (Murshidabad D.) に比定される。(小西正捷「玄奘による羯羅摩蘇伐剌那の考古学的比定」、『考古学雑誌』五〇—四、一九六五年、五五—六一頁。)
- 6 *El.* xxx. pp. 297 ff.
- 7 *El.* xxiv. pp. 51 ff.
- 8 *El.* xii. pp. 5 f.
- 9 *El.* xxvii. pp. 35 f.
- 10 cf. S. Santhararayanan, *The Visukundi and their Times (an Epigraphical Study)*, Delhi, 1977, p. 85.
- 11 *El.* xix. pp. 256 ff.
- 12 *El.* xv. pp. 254 f.

- 13 EI. xv. pp. 251 f.
- 14 cf. EI xxx. pp. 30f. T. V. Mahalingam, *Kanchipuram in South Indian History*, New Delhi, 1970, pp. 25 ff. 本文の二人の王の關係はこの新説に従つて記した。
- 15 IA. vii. pp. 186 ff.
- 16 EI. xxix. pp. 94.
- 17 JASB. xxxi. pp. 123 f.
- 18 タタラにひびいた、拙稿「一一一―一三世紀北インドをさける政治と社会」、『岩波講座世界歴史』一三、一九七一年、二―四頁以下) 参照。
- 19 cf. V. V. Mirashi, *Inscriptions of the Kalachuri-Chedi Era* (CII. iv), Ootamund, 1955, Introduction, R. Niyogi, *The History of the Gahadavala Dynasty*, Calcutta, 1959.
- 20 CII. iii. pp. 122 f.
- 21 CII. iii. pp. 130 f.
- 22 CII. v. pp. 40 f.
- 23 これは施与村落の売買の珍らしい例である。
- 24 なお、バーラ朝のバーラ二世 (Gopala II) の治世六年の Jainipara (Malda D.) 銅板文書には、王が Anandapura とらうマンランーラに属する二つの pallika を施与したことを記している。pallika は村落またはその一部の聚落を意味する。二つの pallika は Kastaghra と Maharaja と名づけられて、前者は、解読者のいうふうには kosthagra の誤記であるとする。倉庫を意味し、後者は大王という意味である。両者とも聚落の名称としては異例であつて、バーラ朝の倉庫が設けられた地や直営地であつたというような特別な事情から名づけられたのであろう。そうすると、二聚落はアグラハラのなかにあつたにもかかわらず、バラモンが享有したところではなく、王朝が所有していたところのように思われ、そのため、それらがバラモンに施与されたのである。JASB. N. S. xiii. pp. 140 ff.

五 銅板文書の証拠としての役割

前稿で述べたように⁽¹⁾、王は村落や土地の施与にあたって銅板文書を作成して、それを被与者に与えた。銅板文書は施与の村落や土地が存在した地域から発見されており、同じバラモンに二つ以上の銅板文書が与えられた場合、それらは同じところから発見されている。銅板文書が発見された様子は逐一報告されているわけではないが、銅板文書を土器に納めて土の中に埋めた例など⁽²⁾、被与者やその子孫が貴重品として大切に保管したことが知られている。それは銅板文書が村落や土地の享有の証拠であったからである。

(B)文書では、村落の再施与にあたって、王は施与や確認の文書を調べて、その村落がアグラハーラとして享有されていたことを確認したのであり、銅板文書が享有の証拠であったことを示している。したがって、(T)・(U)の文書にみられるように、銅板文書の紛失もしくは破損は、アグラハーラの特権が失われ享有が消滅する事態を招いた。このような場合、アグラハーラの享有の確認を求め、消滅後には、再施与を要請しなければならなかったのである⁽³⁾。

このように銅板文書と村落や土地の施与と密接な関係があったので、バラモンが銅板文書を偽作して村落の享有を主張したり、また実際に村落を享有することがあった。王の文書 (*śasana*) の偽作に対しては嚴罰に処すべきことがダルマシャーストラに定められている⁽⁴⁾。有名なハルシャの治世二五年の Madhuban (Amanjath D) 銅板文書によれば、王は Vamaradhyā というバラモンが偽作文書 (*krīta-śāsana*) によって Somakunḍaka 村を享有していたのを調べて、その文書をこわし、かれから村落を取りあげて、それを二人のバラモンに施与したという⁽⁵⁾。ここに偽作文書

が実在したこと、および偽作文書によって村落を享有したこととが知られる。一層興味深いことは、前述の例と同じく偽作文書によって村落を享有した事実が知られていたところの、偽作文書そのものが発見されたことである。すなわち、一六九九年（ヴィクラマ紀元一二二五年）、ビハール州西南部の Tarachandi (Shahabad D.) 石碑によれば、Svarnahala に住むバラモンたちは、ガーハダヴァーハ朝ヴィジャヤチャンドラ (Vijayachandra) の役人 Deū とらう者を買収して、銅板文書を偽作して二村を享有したが、その後、この地方の王プラターパダルヴァラ (Pratāpādharāla) はこの偽作文書を見つけ出して、石碑を作つてその旨を記し、この文書を認めることなく、二村から租税を徴収するようにと王の子孫に命じた。⁽⁶⁾ 問題の銅板文書は近年発見された。そこには、石碑の年より三年前の一六六六年（ヴィクラマ紀元一二二三年）、ヴィジャヤチャンドラが二村を施与したと記されており、⁽⁷⁾ この文書によってバラモンは二村を享有していたのである。

現存の銅板文書のなかには、碑文学者によって偽作と指摘されているものが数十も存在する。八〇年前、偽作文書について詳細に研究したフリート (J. F. Fleet) は、偽作文書ほとんどすべてが村落や土地の施与を記したものであり、文書の紛失によってその享有が消滅することに不安を感じて、文書の記憶にもとづいて作成したと思われるものがあるが、王朝の交替の際に作成し、それによって村落や土地の享有を主張したものが多くと推論した。⁽⁸⁾ 本稿でも、王朝の衰滅のときなど、地域の平和が乱されたときに、村落享有の消滅が多くおこつたのであろうと述べたが、そのようなときこそ、銅板文書が多く偽作されたときであるにちがいない。

(c) マディヤ・プラデーシの Gaonri (Ujain D.) から発見された銅板文書は、⁽⁹⁾ palmset の好例として知られているものである。それは、マールワール地方を支配したパラマール (Paramāra) 朝ヴァークパティヒムンシヤ (Vākpati

Mudra) の九八一年(ヴィクラマ紀元一〇三八年)の村落施与文書である。その第一枚目の外側には、抹消しようとした痕跡が明白であるが、二二行にわたる刻文を読むことができる。その刻文には、九八一年より五一年前の九三〇年(シヤカ紀元八五四年)、デカンのラーシシュトラクータ朝ゴーヴィンダ四世(別名 Suvriavarsa)が、一〇〇〇人のバラモンたちに食事を給するために、都の Manyakheta (今日の Malkhed) の近くの Palayipattana 村を施与したことが記されている。この銅板は、九七二年春、パラマラー朝が遠征してラーシシュトラクータ朝の都を占領したとき、⁽¹⁰⁾その地から持ち帰ったものにちがいない。このように他国の侵略にあたって、他の戦利品と一緒に銅板文書を掠奪することはしばしばみられたことであろう。

前述のラーシシュトラクータ朝ゴーヴィンダ四世の父インドラ三世 (Indra III) は、九一五年に Kurundaka で即位式を挙行して、以前の王に没収された四〇〇村をバラモンや寺院に与えたという。⁽¹¹⁾それより約二五〇年前の同じデカンのチャールキヤ朝ヴィクラマーデITYヤー一世は、父のブラケーシン二世のときに侵略してきた三人の王によって没収されたところの寺院とバラモンが享有していた村落や土地 (devasva と brahmadaya) を回復したと誇っている。⁽¹²⁾これらによって、外敵の侵略のときにバラモンや寺院が享有する村落や土地が没収されることがあったことが確かめられる。そして、その混乱を回復した王にとっては、バラモンや寺院に対して以前どおりに村落や土地を施与することが宗教的功德と考えられており、そのときに享有の証拠となったのは銅板文書であつたにちがいない。

- 1 拙稿「インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて」一九五一―六頁。
- 2 *Ancient India*, No. 9, 1956, p. 10. これは第三節注9に述べた二つの銅板文書である。
- 3 五世紀末、中央インドのラーイプル地方を支配したシヤラバプリーヤ (Sarabhapuriya) 朝ナレーンドラ (Narendra) の

Kurud (Raipur D.) 銅板文書によれば、しゝら樹葉文書 (Tala-patra-sasana) の焼失によつて、被与者のバラモンの息子は王から村落享有の確認を受け、その旨を記した王の銅板文書が作成された。EI. xxxi. pp. 265f. 同様に、六世紀にヒマラヤ山麓の西部ハンリー地方を支配したドゥナトヴァルマン (Dhruvaman) の Talesvara (Almora D.) 銅板文書によれば、「銅板・布・vratapa の文書」の焼失あるいは破損のために、Vramaresvara とらうじむマ寺院はそのときまでに施与を受けていた村落と土地とを列挙して、それらのすべてにの享有の確認を王に要請し、王はこれを認めてその旨を記した銅板文書を作成した。EI. xiii. pp. 118f. この二文書は銅板以外の材料で書かれた文書の存在を示す資料として前稿で紹介した。

4 『エクス法典』九・一二三三『ヤーシットロニヤヴァルキヤ法典』二・二四〇。

5 EI. i. pp. 72f. at l. 10.

9 EI. xxiv. p. 23f.

7 EI. xxxv. pp. 155f.

8 J. F. Fleet, *Spurious Indian records, Indian Antiquary*, Vol. 41, 1901, pp. 201-23, at p. 204.

6 EI. xxiii. pp. 101f.

10 ラーシットラクタータ朝ローヴァンタ四世は色香に迷つて、九三六年、叔父のアーモガヴァルシヤ三世 (Amoghavarsa III) に王位を奪われた。この王クリシュナ三世 (Krisna III) はチョーラー朝を破つて、タミルナードまで遠征したあと、九六三—四年、中央インドを侵略した。このとき、バラマラー朝は領土を犯されたので、ラーシットラクタータ朝がコーティガ (Khotiga) のときに衰勢に傾じたのさみじ、シーヤカハルシヤ (Siyaka Harsa) は、九七二年、デカンに軍隊を送つて Manyakheta を占領した。財宝掠奪のあと、この軍隊は退いたが、ラーシットラクタータ朝はその痛手から回復できなかった。この衰運に乗じて勢力を拡大したチャールキヤ家タイラ二世 (Taila II) は、翌九七三年、ラーシットラクタータ朝を滅してデカンの覇権を奪った。cf. G. Yazdani (ed.), *The Early History of the Deccan*, Oxford, 1960, pp. 290-300 (A. S. Altekar).

11 *JBRAS*, xix, pp. 257f.

12 *JBRAS*, xvi, pp. 235f., at ll. 16-17.

六 む す び

インド独立後、四—二世紀という時代がインドの歴史のなかで新らしい視点から検討されて、この時代がインドの社会と文化の発展のうえで非常に重要な時代であることがしだいに明らかにされてきた。⁽¹⁾ この研究で重要な役割を果たしたR・S・シャルマ(R. S. Sharma)氏は、この時代をインド封建制の時代として把握、そこでは、バラモンたちは王から村落や土地を施与されて、王と農民との間に介在する土地所有階級となり、かれらの土地を耕作する農民を農奴化して、封建的関係を成立・展開させた⁽²⁾と説いた。このように村落と土地の施与の問題は非常に重要視されているが、⁽³⁾この詳細については今後検討すべき点が少ない。その一つは施与後のバラモンの村落享有の実態であって、本稿では、若干の資料を紹介しながら、その享有についての王の確認と享有の消滅とについて検討した。シャルマ氏は、バラモンの村落や土地の享有が安定して強固であったと考えているようであるが、わたくしは、とくに王朝の交替のときなどのように地域の平和が乱れたとき、これらの享有が消滅したことが少くなかったと考え、そのため、混乱が平定されて秩序が回復すると、王はこれらの享有を調べて確認を与え、あるいは再び施与をおこなったと推論したのである。

ところで、現存の銅板文書のなかには、王がバラモンに対して村落や土地を施与するにあたって、その享有の要件を示して、それに違反する場合には村落や土地を没収すると警告した文章が見出される。

その一つは、グプタ朝第二代のサムドラグプタ(Samudragupta)の二つの銅板文書である。それらはビハール州

南部の Gaya と Nalanda とから発見され、バラモンに対する村落施与を記したものである。両文書のなかにはバラモンに示したつぎの文が見られる。⁽⁴⁾

「今後アグラハリーカ (agrārikā) は、他村などの納税者のクトゥンビン (kūṭumbin 農民⁽⁵⁾) やカールカ (kāru-
[職人] などを「この村に」引き入れてはならない。そうでなければ、決してアグラハリーカを失なうことはない
であろう。」

アグラハリーカは Gaya 文書にみえ、アグラハリーカを享有するバラモンを意味する。Nalanda 文書ではこの語のかわりに traividya と記され、それは三つのヴェーダの学識を有するバラモンを意味する。ここではともに村落の施与を受けたバラモンをさす。前述のように、村落施与によって村落から徴収される租税を移譲し、王朝の側からいえば、その村落は免税の特権をもった村落となるので、そこに他村から租税を負担する農民や職人が移住するのを禁止したのである。⁽⁶⁾

この二つの銅板文書については偽作とする説が有力である。⁽⁷⁾ だが、ここに訳出した文は他の銅板文書には全くみられない。バラモン自身がこのような被与者に対する警告文を創作したと思えないので、偽作であるとしても、この文はグプタ朝の銅板文書に記されていたのであろう。

他の一つは、五世紀前半、ヴァーカータカ朝ブラヴァラセーナ二世の治世一八年の Chammak (Amaravati D.) 銅板文書であり、つぎのように記されている。⁽⁸⁾

「この文書の定めはバラモンたちや王たちによって保護されるべきである。かれら〔バラモン〕は王の七つの要素⁽⁹⁾ からなる王国に対して謀反をなさず、バラモン殺し、窃盗、姦通、反乱などを犯さず、戦いをひきおこさず、他の

村落に害を与えなければ、日月の存するかぎり、「村落を享有できる。」だが、そうではなく、これらの行為をおこなない、あるいは〔それに〕同意するならば、王は土地を奪っても、それは盗みではない。」

ここでは、施与を受けたバラモンは地域社会の秩序維持にあたることが期待され、秩序に違反する行為をおこなった場合、王はかれらが享有する村落や土地を没収することを定めたのである。これは「文書の定め」(sasana-sthiti)といわれ、王の銅板文書に記された規定とされている。それはプラヴァラセーナ二世の他の銅板文書にも、またヴァーカータカ朝の他の銅板文書にも記されていないが、ヴァーカータカ朝の法であったにちがいない。

さらに、時代ははるかに降るが、マハーラーシュトラのヤヴヴァ(Yadava)朝の最後の王ラーマチャンドラ(Rāmachandra)の1310年(シャカ紀元1232年)の銅板文書にも、「バラモンの規則」(brāhmaṇa-niyama)として類似の記載がみられる。⁽¹⁹⁾ おそらく、このような規定は慣習として認められていたのであろう。銅板文書に規定が記されていないことも、社会秩序に違反した場合、バラモンの享有は没収されたにちがいないであろう。

以上述べたように、バラモンは王朝の保護のもとに村落や土地を享有したのであるが、それでは、施与を受けたバラモンとはどのような者であり、かれらはどのように施与を受けたのであろうか。この問題については次稿で論ずることにしてしよう。

- 1 拙稿「インド中世世界の成立」(『中世史講座』、第一巻、学生社、一九八二年)参照。
- 2 R. S. Sharma, *Indian Feudalism*, c. 300-1200, Calcutta, 1965. 2nd ed., Delhi, 1980.
- 3 この問題についての私見は、拙稿「四一十二世紀北インドの村落・土地の施与」(松井透・山崎利男編『インド史における土地制度と権力構造』、東京大学出版会、一九六九年)に述べたことがある。

- 4 *Et. xxv*, pp. 52 f. ll. 8-10, *CII*, iii, pp. 256 ff., ll. 12-14, D. C. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 271 f. 273 f.
- 5 クトタンピンにいうては、拙稿「五・六世紀メンガルの土地売買文書について」の若干の問題」、『東洋文化研究所紀要』一八、一九五九年、一〇七頁以下参照。
- 6 カウティリヤの『アルタシャーストラ』三・一〇・九―一には、つぎのように記されている。
「納税者は納税者に入質あるいは売却をすべきである。ブラフマデーヤ享有者 (brahmadeyika) はブラフマデーヤ享有者
に〔入質・売却すべきである〕。そうでなければ第一罰金 (phra-sahasadanda) を科すべし。」P. R. Kangle (ed.),
The Kautiliya Arthashastra, Part 1, 2nd ed., Bombay, 1969, p. 111.
- 7 cf. *Et. xxvi*, pp. 135 f.
- 8 *CII*, v, p. 25, ll. 39-42, D. C. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 442 f. サンカーナ氏は「ナラモン殺しな」と一緒に王に
敵対しな」と解釈しているが、これは賛成できない。D. C. Sircar, *Lordship and Tenancy in Ancient and Medieval
India as Revealed by Epigraphical Records*, Lucknow, 1969, p. 9.
- 9 王国の七つの要素 (saptaṅgāh) とは、王、大臣、友好國、領地、城塞、軍隊、倉庫をさす。
- 10 *Et. xxv*, p. 218, ll. 117-20, この銅板文書は、王が四村ギンラモンの大臣 mahāmaṇḍalika (地方長官) の称号をもつ
Puruṣottama (Puruṣai Nayaka) に施し、四村は Puruṣottamapurī と名づけられ、その享有分がヒンドゥー寺院と八三
人のナラモンとに分ち与えられたことを記したものである。